

【納骨堂使用規程】

第1条 納骨堂使用に際し、初期費用として納骨堂使用料（別紙記載）を納めていただきます。

第2条 納骨堂は土地などを分譲販売するものではございません。毎年の墓地管理料を納めていただくことにより、尊家末代までご利用頂けます。

第3条 墓地管理料の金額が変更された場合はホームページと書面にてお知らせします。

第4条 納骨堂はどなたでもお申込み可能です。但し、宗教的儀式は当寺院の宗派、日蓮宗の教義に従いとなります。ご理解いただいた方のみ、お申込み可能となります。

第5条 契約者の住所又は連絡先に変更があったときは、速やかに当寺院に届け出してください。

第6条 契約者が死亡した場合は後継者の住所並びに連絡先を速やかに当寺院に届けだしてください。

第7条 使用者の過失により納骨堂を破損された場合の修理費は全額、使用者が負担します。

第8条 自然災害等で納骨堂や仏具、位牌等が破損された場合、当寺院は一切の責任を負いません。

第9条 納骨後（数年後など）、ご事情にて他埋葬施設への改葬も可能です。その場合、最初に納めていただいた納骨堂使用料の返金はございません。また当年分の墓地管理料の返金もございません。当寺院からの改葬にあたり特別に費用は必要ございませんのでご安心ください。

第10条 納骨堂のお申込みに際し、契約書のご提出をお願い致します。

第11条 墓地管理料を3年滞納した場合、納骨堂に安置しているお骨は、合祀合葬墓に改葬し納骨堂の使用権は当寺院へ返還されます。合祀合葬墓に改葬後、返骨は一切不可となります。納骨堂に祀られている故人の位牌等はお焚き上げにて処分させていただきます。

第12条 檀徒以外の方が納骨堂を使用する場合、納骨堂使用料に1割を上乗せした金額を納めていただきます。上乗せされた分は会館使用料として護持会費に納めます。

附則 この規約は平成21年6月1日から施行致します。

附則 令和5年7月14日、一部の条文の追加、施行。

(1) 追加 第12条